

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和2年9月11日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 14 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和2年8月11日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

番号	発生日 発生場所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	令和2年2月4日 熊本市南区近見地内	個人 (車両所有者) (車両運転者) 軽貨物車	488,652円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
2	令和2年4月22日 玉名市岩崎地内	個人 (車両所有者) 軽乗用車	68,313円	
3	令和2年5月7日 玉名市立願寺地内	個人 (所有者) 排水パイプ	22,000円	

番号	発生日 発生場所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
4	令和2年6月10日 熊本市東区新外地内	個人 (車両所有者) 軽乗用車	325,120円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
5	令和2年6月11日 熊本市東区花立地内	個人 (車両所有者) 軽乗用車	88,312円	

番号	発生日 発生場所	和解の相手方 相手方の車両等	和解事項
6	令和2年3月11日 熊本市中央区安政町地内	個人 (車両所有者) 軽乗用車	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。